

## 生涯学習制度 士会承認後期研修 E 領域別研修（事例）の開催に関するお知らせ

以下は、日本理学療法士協会が制定する生涯学習制度（令和 4 年度施行）に基づき、熊本県理学療法士協会における士会承認後期研修 E 領域別研修（事例）の開催に関する承認審査の基準（開催要件）、について記載しています。

熊本県理学療法士協会理事会（以下、「当理事会」と称します）は、会員から提出される開催案件の審査を行うため、複数の生涯学習支援担当者（以下、「担当者」と称する。）を選任します。選任された担当者は、審査結果を当理事会に報告することとなります。

●審査基準は以下の 4 項目となり、全ての基準を満たしている場合のみ承認となります。一項目でも不備がある場合には否認されますので、修正後、再申請を行なって下さい。

1. 後期研修 E 領域別研修（事例）の座長（申請者）は登録理学療法士であること。
2. 開催時間及び申請単位が正確であること。最低単位は 30 分（0.5 単位）とします。
3. 後期研修 E 領域別研修（事例）における講義テーマは、選択された講義テーマ（\*後期研修 E1～E3）のいずれかに適合していること。
  - \*E1 神経系理学療法学
  - E2 運動器系理学療法学
  - E3 内部障害系理学療法学
4. 開催承認審査の申請は、開催予定日の 10 日以上前に完了していること。

※ 日本理学療法士協会ホームページ内にある以下の関連資料もご参照ください

[士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者\[座長\]用）【2023年10月30日更新】はこちら（PDF：1.94MB）](#)

[https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/shourei\\_kenntou\\_manual\\_20231030.pdf](https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/shourei_kenntou_manual_20231030.pdf)